

# 姉崎フットボールクラブ

## 会則

### Rev.6

施行開始 : 令和3年(2021年)4月25日

改定記録

施行日	Rev	改定内容
2013年8月1日	0	初版 (2013/7/14 臨時総会にて会則導入となる)
2014年4月27日	1	第5条 : 保護者構成の改定 第20条 : 文面間違い訂正 第22条 : 休会中の会費支払の改定 第23条 : 申請書名の追加 第25条 : 項目追加 第30条 : 平日練習時間の記載追加 第33条 : 文言の訂正 第38条 : 会費の改定、備品費の改定、給水費の追加
2015年4月18日	2	第5条 : (2)、(6)保護者構成の改定 第11条 : (3)学年代表の責務追加 第14条 : (2)総会招集対象の追加 第20条 : (2)入会に関する事項の修正 第24条 : 「追放」項目の追加 第25条 : (1)~(3)保健加入申請時期等の修正 第26条 : (5)、(6)保護者会の役割追加 第38条 : (4)トレーニング制度の内容追加 第39条 : 県選手登録に関する条文追加 その他 : 全文共通 1) 学年構成に伴う、学年表記の変更 2) 条文追加による、文中条文番号の修正 3) 園児 (年中) 追加による、文言修正
2016年4月18日	3	第4条 : 保護者会事務局図追加 第7条 : 会長の権限追加 第9条 : 会計の職務内容追加 第10条 : イベント会計削除および、条文番号の変更 第22条 : 休会中の会費支払い請求による内容追加 第25条 : (1)スポーツ保険加入区分の記載追加 (4)スポーツ保険加入費用負担の修正 第26条 : 保護者会業務内容の追加 第30条 : (2),(3)通部学年の内容変更 第36条 : (6),(7),(8) 宿泊に伴う大会参加について内容追加 第37条 : (5),(6)ユニフォーム一部個人管理について内容追加 第39条 : (2)移動交通費の文言追加 第40条 : 園児の範囲変更 (年少追加) (2)園児に関する入会金について内容追加 (3)備品費に金額変更。内容追加、給水費項目削除。 (4)園児に関する内容追加 ※その他、園児の範囲を (年少~年長) にすべて変更

施行日	Rev	改定内容
2017年4月16日	4	第31条 : (4)項、練習時間の変更 第35条 : (5)項、買取りについての記載追加 第36条 : (8)項、移動時のガソリン代自己負担について追加 第37条 : (6)項、ユニフォームシューズ自己負担内容削除 第40条 : (2)項、入会金免除に関する事項追加
2018年4月16日	5	第24条 : 移籍についての事項追加。 第26条 : (5)項、スポーツ保険適用による費用負担について追加。 第27条 : (2)項、イベント内容および免除対象変更。 第32条 : (5)項、平日練習について内容変更。 第32条 : (9)項、3年生平日練習について内容追加。
2021年4月25日	6	第27条 : (7)項、イベント内容の記載変更。 第32条 : (10)項、練習実施の可否内容について追加 第41条 : (8)項、不可抗力によるFC活動停止時の対応について

第1章. 総則

(名称及び事務局)

第1条. 本クラブは、「姉崎フットボールクラブ」(以下「姉崎 FC」略)と称し、事務局を事務局担当者宅におく。

(目的)

第2条. サッカーというスポーツを通して、子供達の健全な育成を目的とし、将来社会で適応できる能力を培う。

- (1) スポーツをする楽しさを学ぶ。
- (2) 1つのことを継続する大切さを学ぶ。
- (3) 忍耐と努力の精神を学ぶ。
- (4) 人を差別せず思いやりを持った子供の育成を目指す。
- (5) 常に尊敬の気持ちを持てる子供の育成を目指す。
- (6) 家族、友人など感謝する気持ちを持てる子供の育成を目指す。
- (7) 子供達の大切な故郷となるよう地域と密着したチーム作りを目指す。

(会員)

第3条. 本クラブは、園児(年少～年長)から小学校に在籍する1年生から6年生の会員、その保護者及び監督・コーチをもって構成する。

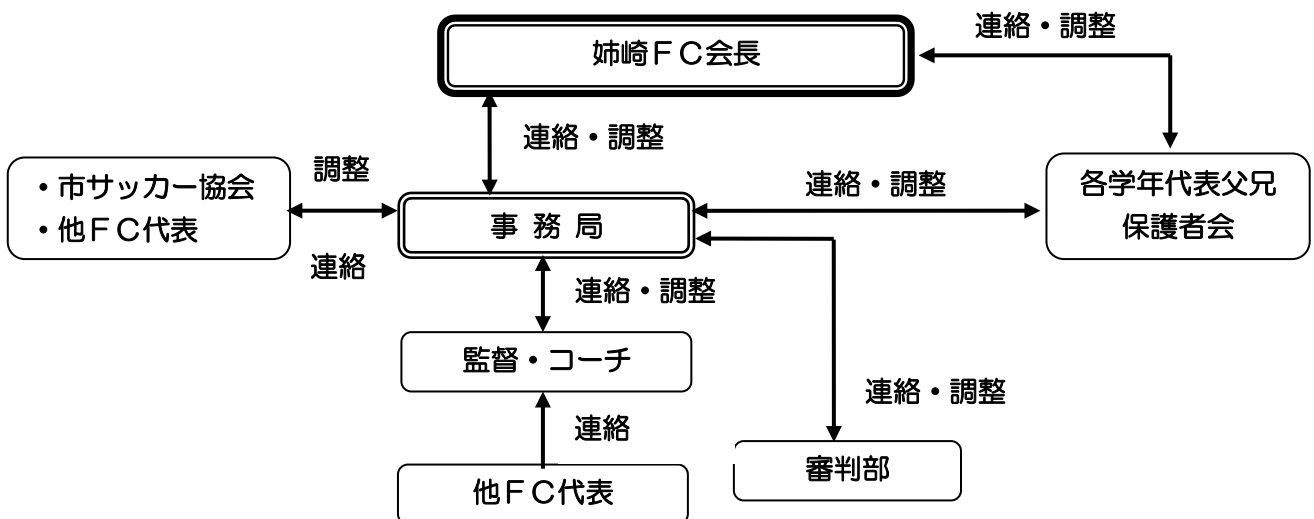
(運営)

第4条. 本クラブは、第2条の目的を達成するため、次の運営を行う。

- (1) 保険加入の実施。
- (2) 定期練習の実施。
- (3) 公式試合、その他の試合の実施と参加。
- (4) 合宿、その他イベント活動等、必要な活動。

運営を行うための組織は原則下記のとおり。

原則、事務局は会長のみ連絡を行うが、保護者会の状況により、保護者会事務局との連絡も許可し、情報共有を行う体制とする。



## 第2章. 役員

### (役員の種類)

第5条. 本クラブに役員を置く。保護者からの選任とし、構成は下記のとおりとする。

- (1) 会長（1名）。
- (2) 副会長（原則1名とする。2名でも可）。
- (3) 会計（原則2名以上とする。イベント会計、保険担当含む）。
- (4) 学年代表（原則各学年1名ずつとする）。
- (5) 前項の役員は、立候補もしくは推薦とし総会にて決定する。
- (6) 指導者として活動に参加されている家庭については、原則、役員候補から除外とする。但し、自薦する場合はこれを拒まない。
- (7) 各学年代表について、本クラブ員の諸事情による担当人数変更が発生した場合は、会長の承認をもって許可する。

### (役員の職務)

第6条. 本クラブ役員の職務は下記のとおりとする。

- (1) 保護者会の運営に関する事項。
- (2) クラブ主催試合の準備、運営に関する事項。
- (3) 各イベント活動の主催及び運営に関する事項。

### (会長の職務)

第7条. 本クラブ会長の職務は原則として下記のとおりとする。

- (1) 本クラブ活動の運営と調整。
- (2) 本クラブと小学校との窓口。
- (3) 本クラブ事務局との調整。
- (4) 他クラブ（ミニバスケットチーム等）との調整。
- (5) 周辺駐車場の調整。
- (6) 原則事項についての最終判断決定権。

### (副会長の職務)

第8条. 本クラブ副会長の職務は原則として下記のとおりとする。

- (1) 本クラブ役員をサポート。
- (2) 本クラブ事務局との調整。
- (3) 本クラブ会長不在時に会長の職務を代行する。
- (4) 練習予定表の作成と配布。
- (5) 運営に関わる事項（練習・試合情報等）の会員への連絡。
- (6) 運営（大会、イベント）に関わる資料の作成と配布。

#### (会計の職務)

第9条. 本クラブ会計の職務は原則として下記のとおりとする。

- (1) 本クラブの予算（収支）管理。
- (2) 消耗品、備品の購入。
- (3) 入会者の保険加入の手続き。
- (4) 本クラブのイベント時に発生する予算（収支）管理。

#### (各学年代表の職務)

第10条. 本クラブ学年代表の職務は原則として下記のとおりとする。

- (1) 各学年の取り纏め。
- (2) 各学年への連絡・調整。
- (3) 体育館の開錠、施錠対応。

#### (役員任期)

第11条. 役員任期は1年とする。(ただし、再任を妨げない。)

### 第3章. 総会

#### (総会の種別)

第12条. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、原則として毎年4月に開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるときに招集することができる。

#### (総会の招集)

第14条. 総会は、会長が招集する。

- (1) 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示す。
- (2) 招集対象者は、前年度3月末までに姉崎FCへ入会された会員を対象とする。

#### (総会の審議)

第15条. 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 役員を選任及び解任に関する事項。
- (2) 活動計画及び、前年度活動報告に関する事項。
- (3) 予算計画及び、前年度予算報告に関する事項。
- (4) 会則等の改正事項。
- (5) その他議題の協議事項。

#### (総会の定員数)

第16条. 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

**(総会の議決)**

第17条. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第4章. 監督・コーチ**

第18条. 監督・コーチ（以下「指導者」略）は下記によって構成し、活動する。

- (1) 総会によって承認された会員で構成する。会員の保護者でなくとも可とする。
- (2) 本クラブは、常に公益財団法人日本サッカー協会公認の指導者ライセンス所持者が在籍するよう管理する。
- (3) 各学年に担当指導者を配置し指導を行う。
- (4) 常に指導力の向上に努める。
- (5) 指導者が保持する、公益財団法人日本サッカー協会公認の指導者ライセンス契約更新及び新規登録費用は、原則としてクラブ会費より支給される。クラブの経営状況により、クラブ会費より支給出来ない場合は、都度会長と協議し方法を決定する。

**第5章. 審判部**

第19条. 審判部員は下記によって構成し、活動する。

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会へ登録されている審判員資格所持者であること。
- (2) 審判の調整は、事務局から審判部員へ要請依頼を行う。
- (3) 全学年の試合の審判を行う。
- (4) 常に技術力の向上に努める。
- (5) 指導者が保持する、公益財団法人日本サッカー協会公認の審判員資格契約更新及び新規登録の費用は、原則としてクラブ会費より支給される。クラブの経営状況により、クラブ会費より支給出来ない場合は、都度会長と協議し方法を決定する。

**第6章. 入会、退会、休会、復帰、移籍****(入会)**

第20条. 本クラブへの入会について、次のとおりとする。

- (1) 常に加入は可能とし、保護者の「入会申込書」の提出をもって入会とする。
- (2) 他クラブチームへの重複入会も可とするが、同地域内での選手登録がされていないことを条件とする。また、入会前に必ず所属しているチーム名や状況を会長へ報告し、これらの状況を会長、事務局にて協議した結果をもって、入会可否の最終決定とする。  
※選手登録時の重複登録等を避けるため。

**(退会)**

第21条. 本クラブへの退会について、次のとおりとする。

- (1) 退会は、「退会届」の提出をもって退会とする。
- (2) 退会は、原則退会する1か月前に「退会届」を会長に提出すること。
- (3) 途中退会の場合、原則として会費の返却は行わない。

**(休会)**

第22条. 本クラブへの休会（一時的に活動を休む場合）について、次のとおりとする。

- (1) 休会は、「休会届」の提出をもって休会とする。
- (2) 休会は、原則休会する1か月前に「休会届」を会長に提出すること。
- (3) 休会中であっても活動に参加できる場合は、これを認める。
- (4) 休会中の会費等の支払は、休会開始時期により決定とし、原則、半期を基準とする。  
但し、休会中の練習参加が著しく多く、明らかに休会しなくても良い状況と思われる場合は役員内で協議の上、休会中の会員に参加期間の会費の請求を行うことが出来る。

イ) 4月（10月）から休会の場合

- 半期分の会費は徴収しない。
- 備品費の支払は行う。

ロ) 5月～9月（11月～3月）に休会を開始する場合

- 原則として、支払済みの半期分会費の返却は行わない。但し、半期支払前月に休会申請を行った場合は、第40条(4)項により会費を徴収する。
- 備品費の支払は行う。

ハ) 休会中の3分の1以上、活動に参加出来る場合

- 会費は全額支払を行うこと。
- 備品費の支払は行う。

**(復帰)**

第23条. 本クラブへの復帰（一度退会したが、再度入会する）について、次のとおりとする。

- (1) 復帰は原則認める。
- (2) 再入会は、「再入会申込書」の提出をもって、復帰とする。
- (3) 会費及び備品費は、期間内（会費を支払った期間内）での復帰あれば、再徴収は行わない。それ以外であれば、会費及び備品費の徴収を行う。
- (4) 会費は、復帰時期により決定とし、原則、半期を基準とする。

イ) 5月～9月（11月～3月）に復会する場合

- 第40条(4)項に基準により、会費の支払を行う。
- 備品費の支払は行う。

- (5) 原則、入会金は徴収しない。
- (6) スポーツ保険有効期間内であれば、再加入費は不要である。

**(移籍)**

第24条. 本クラブから他クラブへの移籍について、次のとおりとする。

- (1) 移籍を検討する他クラブへの体験に参加する際は、事前に保護者会会長へ連絡後、代表の許可を得ること。
- (2) 移籍が決定した場合、速やかに退会届を提出するとともに、サッカー協会指定の移籍申請書を代表へ提出すること。
- (3) 会費の返金については、第21条退会規定に準ずる。



**(追放)**

第25条. 本クラブからの追放（強制退会）について、次のとおりとする。

- (1) 本クラブの風紀を著しく乱す行為、反協力的な行為、暴力・暴言などの行為等が継続し、該当会員及び該当保護者へ注意を促しても改善が見られない場合は、保護者役員会によって追放を命じることが出来る。
- (2) 会員の個人情報を不当に流出した場合は、即刻「追放」とする。
- (3) 追放の際は「追放告知書」をもって追放とする。該当者は、この受理を拒むことは出来ない。
- (4) 対象者は、会員およびその保護者とする。
- (5) 追放された場合、支払済みの会費、備品費、飲料水費等の返金は行わない。
- (6) 追放された場合、再入会は認めない。

**(保険への加入)**

第26条. 本クラブの保険加入について、次のとおりとする。

- (1) 会員の子供、指導者は、「スポーツ安全協会傷害保険（申請団体に適用する区分）」に加入する。保護者の保険加入については、原則、1名以上加入することとする。これは、FC活動において、子供の送迎以外（荷物の搬出入、保護者参加イベント等）に発生する傷病等に対応するためである。
- (2) FCとして保険会社への保険加入申請については、前年度末（3月末）に1度申請する。
- (3) 上記（2）項以外の時期に、保険加入する場合は、各申請者個人にて、直接保険会社へ加入申請を行うものとする。加入手数料についても自己負担とする。  
※スポーツ保険加入は、金融機関にて加入ができる。
- (4) 保護者審判として協力をしている方については、初年度の審判協力活動の実績をもとに、翌年度のスポーツ保険加入費用をFC負担として対応する。審判の実績がない方は、通常どおり個人負担として対応する。原則、FCからの費用負担とするが、FCの運営状況により費用負担を行わないこともある。最終決定権は会長とする。
- (5) ケガまたは事故が発生しスポーツ安全保険の適用となった場合、申請に係る費用負担（切手代）は、申請者より請求された際にFC会計より負担する。

**第7章. 保護者会**

第27条. 保護者会は、下記によって構成し活動する。

- (1) 会員の全保護者で構成される。
- (2) 役員活動のサポートを行い、保護者会の運営に関する事項を行う。
- (3) 会員のサポートを行う。※会員のサポートとは、「各イベント、試合等への積極的な参加によるサポートのことを示す。」
- (4) 倉庫備品の管理維持を行う。
- (5) 運営（大会、イベント）に関わる資料の作成と配布と実施。
- (6) 体育館の開錠・施錠対応。
- (7) 姉崎FCとして学校側から協力が義務付けられている「姉崎小学校PTAバザー」については、保護者会として協力をする。※原則、姉崎小学校在籍の会員が対象。尚、他学校の会員からの自主協力については拒まない。

## 第8章. 保護者当番制

### (通常練習当番)

第28条. 通常練習時の保護者当番は、ないものとする。但し、自主的な保護者の協力については拒まない。

※通常練習とは、「土日祝祭日に行う練習」、「平日の学業終了後に行う練習」のことを示す。

### (試合当番)

第29条. 練習試合・大会時の保護者当番は、下記活動をする。

- (1) 試合当番は、各学年間で協議し複数での対応とする。
- (2) 試合会場の設営準備を行う。(姉崎小学校が大会会場となった場合)
- (3) 試合会場が遠隔地の場合、試合時の子供達の送迎を行う。
- (4) 試合会場で使用する備品(タープ、ブルーシート、テーブル、飲料水、救急箱等)の準備、運搬を行う。
- (5) 試合会場で発生した、子供達の事故・傷病時の対応をする。
- (6) 監督・コーチ及び審判部への、昼食の買い出しをする。
- (7) 試合会場で出たゴミの処理を行う。(本クラブ分のみ)
- (8) 利用した学校施設の清掃を行う。

## 第9章. 事故・傷病の責任

第30条. 活動中に発生した事故や傷病等について、本会で加入した「スポーツ安全協会傷害保険」の支払範囲内のみとし、本クラブ(会長、代表者、指導者、役員、各保護者)へ、一切の責任を追及せず、会員保護者が責任をもつ。

<活動中とは>

- (1) 練習・試合会場への往復時に発生した事故・傷病。
  - (2) 練習、試合中の事故・傷病。
  - (3) 引率を委任した場合に発生した事故・傷病。
- ※ 車両、徒歩での途中寄り道時に発生した事故・傷病については、保険適用範囲外となる可能性がある。

## 第10章. 練習・試合会場までの往復

第31条. 練習場までの通部(帰宅も含む)について、次のとおり

- (1) 学校の規則同様に、小学校4年生以上は自転車での通部を認める。
  - (2) 小学校3年生以上は、徒歩での通部を認める。
  - (3) 園児(年少～年長)から小学校2年生までは、保護者の送迎とする。
  - (4) 原則として指導者は、会員の送迎は行わない。
  - (5) 他会場への送迎については、原則各保護者にて送迎を行うこと。他保護者へ送迎の委任は認めるが、事故等の発生については第30条のとおりとする。
- 上記通部時に発生した事後等については、上記第30条のとおりとする。

## 第11章. 練習

### (練習概要)

第32条. 練習は、次のとおりとする。

- (1) 練習場は、原則姉崎小学校の校庭を借用する。
- (2) 練習日は、土日、祝祭日とする。詳細は、別途定める。
- (3) 練習休暇日は、原則月1度設定する。
- (4) 練習時間は、原則午前中とする。
  - 園児（年少～年長） : 10:00 ~ 11:00 (1時間)
  - 小学校1年生から小学校6年生 : 9:00 ~ 12:00 (3時間)
 注) 小学1年生については、入会時の練習時間を1時間30分とします。  
 体力や練習状況を見極めながら徐々に、3時間の練習時間へ切り替えていきます。
- (5) 小学校4年生以上は、平日（月曜日、火曜日、木曜日、金曜日）練習を設ける。日程は、別途定める。原則、下記時間を練習時間とする。
  - 4月 ~ 11月 : 15:00 ~ 17:30 (16:45 終了)
  - 12月 ~ 3月 : 15:00 ~ 16:30 (16:15 終了)
 注1) 冬季においては、日没時間により、終了時間の変更が発生する。  
 学校の授業状況（クラブ活動等）により、開始時間等の変更は発生する。  
 6時間授業の場合は、15:45分より開始する。（姉崎小学校授業時間を基準）
 注2) 平日の練習は指導者が参加できる日のみ実施とする。日程については事前協議の上決定する。尚、指導者の仕事の都合を優先し、急遽中止となる場合については、指導者より会長へ連絡をし、調整する。
- (6) トップチームの学年は、練習開始15分前を練習準備時間として設け、練習の準備（練習用具の準備等）を実施する。
- (7) トップチームの学年は、練習終了後の15分間を片付け・清掃時間として設け、片付け及び施設清掃を実施する。
- (8) 悪天候やその他諸事情による練習中止の連絡については、事務局より会長へ連絡し保護者間で伝達を行う。
- (9) 3年生の平日練習を行う場合は、全員が平日練習に参加を希望とし、練習終了後に保護者の迎えが全員できる場合のみ開催を検討する。開催する際は、火曜日もしくは金曜日のいずれかに実施とする。
- (10) 感染症、そのた不可抗力による、練習実施の可否は、市原市教育委員会および各学校の方針に準拠する。

### (合同練習概要)

第33条. 他チームとの合同練習は、次のとおりとする。

- (1) 練習場は、都度他チームと調整し、決められた場所で練習を行う。
- (2) 練習日は、原則第31条と同じとする。
- (3) 練習休暇日は、都度他チームと調整の上決定する。
  - 練習時間は、原則第32条と同じとする。
- (4) 合同練習は、各学年に決められたチームの監督・コーチの練習に従う。
- (5) 合同練習場所への移動については、原則各保護者にて送迎を行うこと。
- (6) 合同練習時に、保護者の立ち会いが必要となった場合は、保護者間で調整を行い対応すること。

### (練習中止及び、練習の参加禁止)

第34条. 練習の中止について、次のとおりとする。

- (1) 悪天候及び参加人数不足により、指導者が練習不可と判断した場合、練習中止とする。それらの判断は、指導者にて行う。
- (2) 練習中止の際は、事務局より会長へ連絡し、保護者間へ伝達するものとする。

第35条. 練習の参加禁止について、次のとおりとする。尚、対象者は、会員、保護者、指導者等、姉崎 FC に関わる全てを対象とする。

- (1) 練習前に熱があった場合は、練習の参加を禁止致します。
- (2) 感染症（インフルエンザ、麻疹、ノロウイルス等）になった場合は、医師の許可または、小学校の規則を基準とし復帰を認める。

### (練習道具)

第36条. 練習道具については、次のとおりとする。

- (1) 各個人で使用する練習用具（練習着、バッグ、サッカーシューズ、ストッキング、ボール、スネ保護具等）については、会員個人で準備する。
- (2) 個人所有の持ち物については、必ずクラブ名（「姉崎 FC」）と所持者氏名を記載すること。
- (3) 共有で使用する物は、本クラブにて所持管理し、倉庫にて保管を行う。
- (4) 個人所有の持ち物管理については、各個人で管理し、紛失等に関して本クラブでは一切責任を負わない。
- (5) 原則、各個人で購入、管理した練習道具は、FC で買い取りを行わない。但し、FC に対し無料譲渡する場合は、これを認めることもある。また、その他 FC から購入を要求されたが、購入後に FC によって決められたポジション等の関係上、該当製品を一切使用しなくなった場合は、役員で協議の上買取る場合もある。

## 第12章. 大会参加

第37条. 会員の大会参加について、次のとおりとする。

※合同チームでの参加についても下記事項は対象内とする。

- (1) 市主催の大会と招待大会が重なった場合は、市主催の大会を優先する。
- (2) 大会への参加者（登録者）は大会毎に異なるが、監督が選手を選択し参加する。
- (3) 招待大会は、原則として全て参加する。
- (4) 各学年の大会において、参加人数が不足している場合は、他チームとの合同で参加とする。
- (5) 他チーム等で県での選手登録をしている場合、他の大会と重なった際は、本クラブの大会を優先で参加する。但し、「全国大会」及び「県大会」に参加する場合は、それを優先し参加する。その他の大会については、監督が決定する。
- (6) 宿泊を伴う大会への参加について、帯同する指導者の宿泊費について、原則、姉崎FC会費より支出するものとする。原則、FCからの費用負担とするが、帯同指導者が5名以上および、FCの会員数の状況等により負担費用は役員と協議の上変更することもある。最終決定権は会長とする。
- (7) 大会への参加費用は、FC会計より支出する。
- (8) 高速道路の利用が必要となる遠方の会場となった場合、高速料金の負担はFC会計より支出する。但し、決められた車両台数のみとする。また、大会会場が有料駐車場であった場合も同様にFC会計より支出するものとする。原則、FCからの費用負担とするが、FCの運営状況により費用負担を行わないこともある。移動に必要なガソリン代は、FCから負担はしない。FCから負担をしたことが発覚し、返金を要求された場合は、これに応ずること。

## 第13章. ユニフォーム

第38条. 原則として、本クラブ指定のユニフォームを着用する。

- (1) ユニフォームは、本クラブが所有管理する。（一部の管理を除く）
- (2) ユニフォームは、大会及び練習試合時に着用する。
- (3) 高学年のユニフォームは、年度初めに配布し、1年間各個人で管理を行い、退会時にユニフォームを洗い返却を行う。
- (4) ユニフォームが損傷した場合、本クラブとして新しい物と交換を行う。但し、故意に損傷させた場合は、弁償を依頼する場合がある。
- (5) 一部のショーツ、ソックスに関しては、各個人の所有物とする。但し、キーパーのユニフォームを除く。

## 第14章. トレーニングセンター制度

第39条. 市原市のトレーニングセンター(以下、「トレセン」略)への推薦について、下記のとおりとする。

- (1) 監督・コーチ及びクラブ代表者が推薦する会員を決めるものとする。
- (2) サッカーの技術スキルが一定レベル以上の会員とする。
- (3) 日々の練習・試合等での態度やサッカーへ取り組む姿勢を考慮するものとする。
- (4) トレセンに選出された後に発生する、大会参加費用、移動費用等は、各個人で負担をする。

## 第15章. 県選手登録

第40条. 千葉県サッカー協会への県選手登録について、下記のとおりとする。

- (1) 選手登録に関わる費用は、FC会費とは別とし、参加する各個人負担とする。
- (2) 県大会への「参加費」、「練習会場費」、「大会費」、「移動交通費（駐車料金含む）」等は、FC会費とは別とし、各個人負担とする。
- (3) 県大会へ参加する選手は、本FCの練習とは別に、県大会への練習には可能な限り参加することとする。但し、強制ではない。
- (4) 県選手登録後の各大会（試合）の参加の可否は、各個人の判断とし、強制はしない。

## 第16章. 会費

第41条. 会費は、次のとおりとし、本クラブの運用費に費やす。

### (1) 会費

運営として6ヶ月毎に、下記金額を徴収する。

- 園児（年少～年長）：「無料/1人」
- 小学校1年生から小学校3年生：「4,700円/1人」
- 小学校4年生から小学校6年生：「7,200円/1人」

会費は、各学年代表保護者へ渡す。

- ※ 前期：4月～9月（6ヶ月分）/ 徴収月 4月  
後期：10月～3月（6ヶ月分）/ 徴収月 10月

### (2) 入会金

- 入会時のみ、選手登録費用として、「2,000円」徴収する。
- 但し、園児（年少～年長）は除く。
- 園児が継続し入会する場合は、小学生になった際に徴収する。
- 1世帯2名以上が入会している場合（兄弟で入会している場合）、2人目以降の入会金は、免除とする。但し、1人目の兄弟卒業後に、2人目が入会された場合は、入会金は徴収する。

### (3) 備品費

- 備品購入費用として、6ヶ月毎に「1,200円」徴収する。  
但し、園児（年少～年長）は、除く。
- 1世帯2名以上が入会している場合（兄弟で入会している場合）、備品費は、1名分のみ徴収とし、それ以上は徴収しない。

### (4) 途中入会の場合

会費については、入会する月を基準に、半期分の残月分を月割り換算し徴収する。

【月割り単価】

- 園児（年少～年長）：「無料」
- 小学校1年生から小学校3年生：「800円/月」
- 小学校4年生から小学校6年生：「1,200円/月」

### (5) 入会金および、備品費については、途中入会であっても全額徴収する。

但し、園児（年少～年長）は除く。

- (6) 大会開催費及びイベント等の費用で不足が発生した場合、会員へ徴収する可能性がある。その際は、これに従うこととする。
- (7) 会費は、原則として決められた月に徴収することとなっているが、会員者諸事情により支払月、支払方法等の変更を希望される場合は、会長と協議し、内容について合意した物は特例としてそれを許可する。

- (8) 不可効力（感染症、その他）により、FC活動が停止となった場合、月割り換算（第41条（4）項による）で会費の返金を行う。尚、備品費については返金の対象から除く。返金の該当状況は、以下のとおり。
- 該当の月の活動日のうち、3分2日以上が、活動停止の期間となった場合。
  - 怪我、病気等により長期間の休会を余儀なくされる状況の場合、役員にて協議し返金対象の判断をする。

## 第17章. 会計年度

第42条. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終了とする。

## 第18章. 会則の変更

第43条. 会則の変更は、総会出席者の過半数の同意を得なければ変更することは出来ない。

## 附則

本会則は、令和3年4月25日より施行する。

以上